

# 化学物質を取扱う事業場の皆さまへ

平成28年6月1日から施行される、労働安全衛生法の改正により以下のことが義務付けられます。

一定の危険有害性のある化学物質(640品目)について

- 1.事業場における**リスクアセスメントの実施**
- 2.譲渡提供時に容器などへの**ラベル表示**

詳しくは厚生労働省のHPをご覧ください  
[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo01\\_1.html](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo01_1.html)

でも、リスクアセスメントって？  
何をすればいいの？



## リスクアセスメントの実施ステップ

- ステップ1 化学物質などによる危険性または有害性の特定
- ステップ2 リスクの見積り
- ステップ3 リスク低減措置の内容の検討
- ステップ4 リスク低減措置の実施
- ステップ5 リスクアセスメント結果の労働者への周知

リスク  
アセスメント

？



リスクアセスメントを実施することで  
期待できる効果は？

職場のリスクの明確化

職場のリスクに対する共有認識

残されたリスクの「守るべき決め事」の理由

安全対策について、合理的な方法での優先順位決定

労働災害を防止する為にもリスクアセスメントを実施しましょう！

化学物質などによる危険性または有害性の特定に対してのご提案

SDSの取得も可能な高信化学の無料サイト **SMART One**  
高信化学ホームページからIDの発行依頼ができます！

<https://web.gogo.jp/koshin/form/info-smartone>

リスクの見積りに対してのご提案

- 化学物質の気中濃度測定
  - 個人曝露測定
- に使用できる検知管・パッシブサンプラー等をご紹介します



リスク低減措置の内容の検討に対してのご提案

- 有害性の高い物質から低い物質への変更
- 化学物質を粉から粒に変更
- 局所排気装置の設置
- 防毒マスクや防塵マスクの使用
- 薬品保管庫、薬品管理システムの使用



VAPLOCKのご提案（別紙PDFとなります）

1. 溶媒リザーバー向け商品
2. 廃液向け商品

**リスクアセスメントの実施に対する  
ご提案はすべてお任せ下さい！**

**KOSHIN 高信化学株式会社**